

仙台市ホストタウン記念事業「Amo ITALIA！」
参加事業認定基準・手続きについて

平成 28 年 1 月、仙台市は、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催効果を全国に波及させるために内閣官房が推進する「ホストタウン構想(※)」に基づき、イタリア共和国のホストタウンとして登録されました。

仙台市では、市民の皆さまにイタリア文化に触れる機会を提供するとともに、これを契機とした地域の活性化を図るため、仙台市ホストタウン記念事業「Amo ITALIA！」に参加する事業を募集します。

1. 参加事業認定基準

上記開催趣旨に基づき、以下の基準に合致すると認められる場合、仙台市ホストタウン記念事業「Amo ITALIA！」参加事業として認定します。

(1) 募集期間

平成 29 年 5 月～平成 33 年 1 月末日まで

(2) 対象期間及び実施場所

平成 29 年 5 月～平成 33 年 3 月末日までに仙台市内で開催されるもの

(3) 事業の内容及び主催者に関すること

- ・イタリアの文化、芸術、スポーツ、学術、教育、経済、観光などの分野において、その魅力を紹介し、理解を深めるため開催する事業。もしくは、イタリアと仙台の交流・相互理解の促進、友好関係の強化に資する事業。
- ・料金等を徴収するものについては、その金額が適正な範囲内であること。
- ・特定の政党その他の政治的団体および宗教団体の利害に関わるものでないこと。
- ・特定の主義・主張や宗教の普及を目的とせず、公共の秩序や善良な風俗を害さないもの。
- ・主催者が行事を適正に実施する能力があると認められ、事業実施の見込みが高いもの。
- ・公衆衛生、災害危険防止等の安全対策が十分に講じられていること。
- ・事業実施に係る責任や費用については、一切主催者が負うこと。
- ・その他、仙台市ホストタウン記念事業「Amo ITALIA！」参加事業の趣旨や目的に照らして不相当と思われる要素がないこと。

2. 参加事業に認定された場合

- ①認定された事業の広報を行う際に、仙台市ホストタウン記念事業「Amo ITALIA！」参加事業の名称及びロゴマークを使用することができます。
- ②認定された事業は、仙台市のウェブサイトにおいて仙台市ホストタウン記念事業「Amo ITALIA！」参加事業一覧に掲載されます。

3. 参加事業認定に関する手続き

必要書類を下記の宛先まで郵送または持参にてご提出ください。

- ① 仙台市ホストタウン記念事業「Amo ITALIA！」参加事業認定申請書
(別紙様式1)
- ② 事業の内容が分かる資料 (事業概要、パンフレット等)
- ③ 実業実施主体 (団体・個人) の活動に関する資料 (過去の活動実績、団体の発行するパンフレット等)

《書類の提出先》

〒980 - 8671 仙台市青葉区国分町 3 - 7 - 1

仙台市役所文化観光局スポーツ振興課

電話： 022 -214-8800 FAX： 022 - 213 - 3225

4. 注意事項

- ① 提出された書類は返却いたしません。
- ② ロゴマークを使用する場合は、ロゴマーク使用規定 (PDF リンク) を遵守してください。
- ③ 認定後、事業内容が申請書と著しく異なる等認定事業として適当でないと認められる場合には、認定を取り消すことがあります。
- ④ 事業について変更が生じた場合は、速やかに変更届出書 (別紙様式2) を提出してください。
- ⑤ 参加事業として認定された場合においても、事業実施に関わるすべての責任は主催者にあります。仙台市が何らかの責任を負うことは一切ありません。

※「ホストタウン構想」

東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機として、大会参加国・地域と地方自治体との間における人的・経済的・文化的な相互交流を図るとともに、地域の活性化等を推進することを目的に政府が推進する構想 (担当：内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部)。